知的財産ニュースレター

Intellectual Property

Newsletter 59



Contents

特許侵害

法人の特許権侵害行為による当該法人の代表取締役・取締役の責任

大阪地裁(21部)令和3年9月28日判決〔炭酸パック化粧料事件(続)〕

審決取消

新規性又は進歩性なしとして拒絶査定不服審判請求を 不成立とした審決を取り消した事例

知財高裁(1部)令和3年8月30日判決[脂質含有組成物事件]

商標

商標の類否の判断事例 (称呼が類似するとしつつも商標の類似性を否定した事例)

知財高裁(3部)令和3年5月20日判決[スイーツパーティー事件]

不正競争

商品の形態が不競法2条1項1号の「商品等表示」には該当しないが同3号の「形態」には該当するとされた例

東京地裁(29部)令和3年9月3日判決[ふんわりルームブラ事件]

事務所 News

特許侵害

法人の特許権侵害行為による当該法人の代表取締役・取締役の責任



石津 真二

大阪地裁(21部)令和3年9月28日判決(大阪地裁令和元年(ワ)第5444号)裁判所ウェブサイト〔炭酸パック化粧料事件(続)〕

裁判例はこちら

1. 事案の概要

本件は、「二酸化炭素含有粘性組成物」発明に関する特許権を有する原告が、訴外2社(A社・B社)による炭酸パック化粧料の製造販売行為が特許権を侵害し損害を受けたとして、当該訴外A社の代表取締役P1・取締役P2、当該訴外B社代表取締役P3・取締役P4(いずれも当時)に対し、会社法429条1項(「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。」との規定)に基づく損害賠償等を求めた事案です(予備的請求は割愛いたします)。

本件は、その経緯として、<u>令和元年6月7日付けの知財高裁大合議判決(本ニュースレター2019年7月号記事</u>)において、「二酸化炭素含有粘性組成物」発明に関する特許権を有する原告が本件の訴外2社を含む訴外11社に対して、当該訴外11社の炭酸パック化粧料の製造販売行為が特許権を侵害するとして損害賠償請求を求め、当該損害賠償請求が確定した後、本件訴外2社については全額の債権回収が叶わなかったこともあり、当該訴外2社の代表取締役及び取締役であった者に対する損害賠償を提起しているという経緯があります。

2. 争点及び裁判所の判断枠組み

裁判所は、本件の原告の請求のうち、当該訴外2社の代表取締役及び取締役であった者はいずれも任務懈怠(善管注意義務違反)及び悪意又は重過失があったとして、会社法429条1項の損害賠償請求を認容しました。裁判所は、善管注意義務の内容等に関し、以下の通り判断枠組みを示しました。

自社の行為が第三者の特許権侵害となる可能性のあることを指摘された取締役としては、侵害の成否又は権利の有効性についての自社の論拠及び相手方の論拠を慎重に検討した上で…侵害の成否または権利の有効性については、公権的判断が確定するまではいずれとも決しない場合があること、その判

断が自社に有利に確定するとは限らないこと、正常な経済活動を理由なく停止すべきではないが、第三者の権利を侵害して損害賠償債務を負担する事態は可及的に回避すべきであり、仮に侵害となる場合であっても、負担する損害賠償債務は可及的に抑制すべきこと等を総合的に考慮しつつ、当該事案において最も適切な経営判断を行うべきこととなり、それが取締役としての善管注意義務の内容をなすと考えられる。

さらに、裁判所は、具体的対応方法として、①非侵害又は無効の判断が得られる蓋然性を考慮して、実施行為を停止し、あるいは製品の構造、構成等を変更する、②相手方との間で、非侵害又は無効についての自社の主張を反映した料率を定め、使用料を支払って実施行為を継続する、③暫定的合意により実施行為を停止し、非侵害又は無効の判断が確定すれば、その間の補償が得られるようにする、④実施行為を継続しつつ、損害賠償相当額を利益より留保するなどして、侵害かつ有効の判断が確定した場合には直ちに補償を行い、自社が損害賠償債務を実質的には負担しないようにする等の各方法例示し、事案に応じ判断するとしています。

3. 本件での具体的判断

P1は、原告から特許権侵害に当たる旨の警告書を受け取った後、弁護士に委任して構成要件非充足の反論書を送付した上、別の弁理士からも特許権侵害に当たらない旨の鑑定書を得ていました。しかしながら、裁判所は、弁護士による非充足の主張の根拠が明らかでないこと、弁理士の鑑定書は交渉決裂後原告からの訴訟提起が予想される中で取得されたものであり取引先に対して不安を鎮めるために差し入れた保証書と同じ目的であること、別件訴訟の提起後に弁護士や弁理士から話を聞く中で特許権侵害の有無にかかる基本的事項についてP1自らが誤解をしていること(原告の特許が先に出願されていたものの訴外A社の特許の登録が先になされたため特許侵害し

次ページへ続く 7

ないと考えていた)を知ったこと、製品販売による利益から賠償相当額を留保することなく別件判決確定後にA社の破産申立てを行わざるを得ない事態に陥らせたこと等を理由に、P1の任務懈怠・悪意を認定しました。

P3は、P1からの特許侵害に当たらない旨の説明を信頼していたこと、別件判決確定後もその損害賠償債務を弁済することなく(原告が一部差し押さえ回収したに過ぎない)、炭酸ガスパックからなるスキンケア商品等を販売する別会社を設立したこと等を踏まえ、P3の任務懈怠・重過失を認定しました。

P2及びP4はいずれも名目的取締役に過ぎなかったと主張しましたが、裁判所は、取締役である以上、個々の能力・知識・報酬等の有無にかかわらず取締役として一般に要求される善管注意義務を尽くす必要があるとして、任務懈怠・重過失を認定しました。

さらに、各代表取締役及び取締役が連帯して負う損害額は、 特許権侵害により被った損害額と同様である(一部回収済みの ものは除きます)旨の判断がなされています。

4. まとめ

法人の特許権侵害行為により当該法人の代表取締役に会 社法429条1項に基づく責任を認めた事例として、平成30年6月 19日知財高裁判決(平成30年(ネ)第10001号)が存在します が、この事例は、仕入先による製品の販売が特許権侵害行為に 該当するとして当該販売を差し止めた仮処分決定の通知を受 けたにもかかわらず、中立的な専門家の意見を聴取するなどの 検討することなく、被告装置の型式名について工作をするなど して仕入れた製品の販売を継続した事案であり、本件判決とは 異なり、仮処分という形ではあるものの裁判所による公的判断 が既になされた後の行為が問題となった事案です。一方、本件 判決は別件判決確定後の事情も考慮されていますが、裁判所 による公的判断がなされる前の行為を問題とした事案です。特 に、本件判決は、未だ地裁レベルの判断ではありますが、特許 権者から特許権侵害である旨の警告書を受領した場合等にお ける、具体的対応方法(上記①ないし④)を例示しており、これ らの例示を見るに、法人の特許権侵害行為による役員等の責 任に関して比較的厳しい判断がなされておりますので、ご紹介 する次第です。

← 目次へ戻る

審決取消

新規性又は進歩性なしとして拒絶査定不服審判請求を 不成立とした審決を取り消した事例



知財高裁(1部)令和3年8月30日判決(令和2年(行ケ)第10044号)裁判所ウェブサイト(脂質含有組成物事件)

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、発明の名称を「脂質含有組成物およびその使用方 法 |とする特許のうち請求項19に係る発明(「本願発明」)につ いて、新規性又は進歩性がないとして拒絶査定不服審判請求 の不成立審決(「本件審決」)を受けた特許権者(X)が、本件審 決の取消しを求めた事案です。

知財高裁は、本件審決のうち、特開平3-53869号(「刊行物 5|)に記載された発明(「刊行物5発明」)と本願発明の相違点2 に関する判断には誤りがあるとして、本件審決を取り消しまし た。以下では、判決のうち、相違点2に関する判断部分をご紹介 します。

2 本件審決の概要

本願発明に係る請求項の記載は以下のとおりです。

異なる供給源に由来する脂質の混合物を含む脂質含有配合 物であって、前記配合物は、ある用量の ω -6脂肪酸および ω -3脂肪酸の用量を含み、 $\omega-6$ 対 $\omega-3$ の比が4:1以上であり: (i)ω-3脂肪酸は、前記配合物中の総脂質の0.1~20重量%で あるか;または $(ii)\omega$ -6脂肪酸の用量は、40g以下である、脂質 含有配合物。

本件審決が認定した、本願発明と刊行物5発明との相違点2 は以下のとおりです。

本願発明は、(i)ω-3脂肪酸の組成物中の総脂質中の割合 及び $(ii)\omega-6$ 脂肪酸の用量が特定されているのに対して、刊 行物5発明は、ω-3脂肪酸の組成物中の総脂質中の割合又は ω -6脂肪酸の用量が明記されていない点。

本件審決は、相違点2について、刊行物5の記載(例えば、「最 近の日本人の食生活は欧米型化が進み…、脂肪の摂取量につ いては一日当り40gと増加し、それに伴い、疾病の種類も変化 し、高血圧、心臓病の循環器系疾患や乳癌、大腸癌などが増加 して、…大きな社会問題になっている。これらの疾病の原因は、 脂肪酸の摂取過多と考えられていた。|との記載)及び脂質の 大量の摂取を控えることが健康上の技術常識であることを考慮 すると、1回の「用量 |でω-6脂肪酸を40gを超えた脂質含有配 合物として用いることは考えられないから、①「ω-6脂肪酸の 用量は、40g以下」であることは、記載自体がなくとも記載されて いるに等しい事項であるため、相違点2は実質的な相違点では ないか、②刊行物5発明において、「 ω -6脂肪酸の用量は、40g 以下」とすることは、当業者が容易になし得る技術的事項であ ると判断し、本願発明には①新規性又は②進歩性がないと結 論付けました。

3 裁判所の判断

これに対し、知財高裁は、本件審決が着目した刊行物5の上 記記載の意義及び健康上の技術常識について、以下のとおり 判断しました。

- (1)刊行物5の記載事項
- ▶刊行物5には、刊行物5記載の高度不飽和脂肪酸を含む食品 (「本発明」)の技術的意義に関し、以下の開示があることが 認められる。
 - ①(a)従来は、高血圧、心臓病の循環器系疾患や乳癌、大腸 癌などの疾病の原因は、脂肪酸の「摂取過多」と考えられ ていたが、研究が進むにつれて、脂肪を構成する不飽和 脂肪酸の種類の摂取アンバランスによることが判明したこ と、(b)現在の日本人の食事はω-6脂肪酸の摂取に偏っ ており、この状態(ω -6脂肪酸の「過剰摂取」)を改善する ためにω-3脂肪酸などを高濃度に濃縮して添加した食品 や栄養補助剤などが開発されたが、これらの製品を過度 に摂取した場合、逆にω-3脂肪酸の「過剰摂取」につなが り新たな疾病の原因となるため、 $\omega-3$ 、 $\omega-6$ 脂肪酸の適

次ページへ続く オ

正な比率での摂取が必要であることから、

- ②「本発明」は、 ω -3脂肪酸と ω -6脂肪酸をバランス良く摂取することができ、前述の疾病の予防や改善に効果が期待されるように、脂質の脂肪酸組成を適正比率に調整した食品を提供することを目的とし、
- ③その課題を解決するための手段として、脂肪酸組成を ω -3脂肪酸と ω -6脂肪酸との比が $1:1\sim$ 1:5になるように調整した高度不飽和脂肪酸を含む構成を採用し、これにより ω -3脂肪酸と ω -6脂肪酸をバランス良く摂取することができ、高血圧、心臓病の循環器系疾患や乳癌、大腸癌などの疾病の予防や改善の効果が期待されること
- >また、刊行物5において、「過剰摂取」の用語は、 ω -3脂肪酸、 ω -6脂肪酸が適正比率(1:1~1:5)の範囲を基準として、「この範囲よりも小さいときは、 ω -3脂肪酸が過剰になり、この範囲よりも大きいときは ω -6脂肪酸が過剰にな」ると述べていることに照らすと、 ω -3脂肪酸と ω -6脂肪酸との摂取バランス(比率)が崩れた状態を表現するために用いており、一方で、「摂取量」が多い状態を表現するときは「摂取過多」の用語を用い、「摂取量」との関係では、「過剰摂取」の用語を用いていない。
- ▶以上を前提に検討すると、刊行物5における「最近の日本人の食生活は欧米型化が進み…、脂肪の摂取量については一日当り40gと増加し…、大きな社会問題になっている。」との記載は、それに引き続き「しかし、研究が進むにつれて、脂肪を構成する不飽和脂肪酸の種類の摂取アンバランスによることが判明した。」などの記載があることに照らすと、「脂肪の摂取量」が「一日当り40g」に増加したこと自体が問題であることを述べたり、それを改善すべきことを示唆するものではないと理解するのが自然である。

(2)健康上の技術常識

▶本件審決が述べるように「脂質の大量の摂取を控えること」自

体が健康上の技術常識であるといえるとしても、脂質の適正な摂取量は、年齢、性別、エネルギー摂取量等の要素によって変わり得るものと考えられるから、そのことから直ちに「脂肪の摂取量」を1日当たり40g以下とすることが技術常識であることを導出することはできない。

(3)結論

- ▶刊行物5には、「ω-6脂肪酸の用量は、40g以下であること」 についての実質的な開示があるものと認めることはできず、 相違点2は実質的な相違点である。
- ▶刊行物5には、脂肪の摂取量を1日当たり40gに差し控えるべきことや、「ω-6脂肪酸の用量」は、1日又は1回当たり「40g以下」とすべきことについての記載や示唆はなく、また、「ω-6脂肪酸の用量は、40g以下」とすることが技術常識であることを認めるに足りる証拠がないことに照らすと、刊行物5に接した当業者が、刊行物5発明において、相違点2に係る本願発明の構成を採用することの動機付けがあるものと認めることはできない。

4 最後に

本件では、知財高裁が、主引例となった刊行物の記載(「脂肪の摂取量が一日当り40gと増加し、大きな社会問題になっている等」の記載)の意義について、その記載のみからではなく、刊行物記載の発明の技術的意義等を踏まえて検討したことにより、当該記載は、「脂肪の摂取量」が「一日当り40g」に増加したこと自体が問題であることや、それを改善すべきことを示唆するものではないとして、特許庁とは異なる帰結を導き出しました。裁判所と特許庁の判断が分かれた事例として参考となりますので、本稿にて紹介させていただきました。

← 目次へ戻る

商標

商標の類否の判断事例 (称呼が類似するとしつつも商標の類似性を否定した事例)

田中 想音

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)令和3年10月6日判決(令和3年(行ケ)第10036号裁判所ウェブサイト[スイーツパーティー事件]

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は商標の無効審判に係る審決取消請求の事案です。原告は「スイートパーティー/SWEET PARTY」の語から成る引用商標(登録2095320号)の商標権者であるところ、被告が商標権を有する「スイーツパーティー」の語から成る本件商標(登録6196454号)の無効審判を請求しましたが、請求不成立審決(「本件審決」)が下されたため、本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起しました。

本件商標

引用商標

スイーツ パーティー

スイートパーティー SWEET PARTY

2 争点

本件の争点は、本件商標が引用商標と類似し、商標法4条1項11号に違反するか否かという点であり、本件審決は、両商標が外観、称呼及び観念のいずれにおいても相紛れるおそれのない非類似の商標であると判断していました。

3 裁判所の判断

裁判所は、両商標の類否につき、以下のとおり判示し、両商標が類似しないと結論付けました。

(1)外観

- ・本件商標と引用商標の外観は一見して異なる。
- ・両商標は、本件商標では「スイーツ」の部分を分離して観察することが可能であるのに対し、引用商標の「スイートパーティー」の部分は外観上不可分一体である点においても異なる。
- ・後述のとおり、「スイーツ」という語と「スイート」という語は 別の語として観念され、実際にも区別されて用いられてお

り、通常の注意力を有する取引者・需要者から見れば、両 商標を外観上明確に区別することが可能である。

(2)観念

- ・「スイーツ」及び「スイート」という語の意義や使用例によれば、「スイーツ」及び「スイート」という語は、それらが他の語と結びつく場合も含めて区別して使用されている。
- ・本件商標からは、スイーツ(甘いもの、ケーキ、菓子など)が 提供され、それらを食べるパーティーという観念を生じ、他 方、引用商標は「スイート」なパーティーを意味し、「スイー ト」という語の意味のうちパーティーを修飾する場合に当 てはまるのは「甘美な、快い、愛しい、楽しい」という意味で あるから、「甘美な、快い、愛しい、楽しいパーティー」という 観念を生じる。

(3)称呼

- ・本件商標と引用商標は、ともに9音からなる同音数であり、 中間音の「ツ」と「ト」が相違するのみであり、「ツ」と「ト」は いずれも夕行の同行音で、比較的近い音であることを考 慮すると、本件商標と引用商標は、称呼上、類似する。
- ・上記の差異である「ツ」と「ト」のそれぞれの前音は比較的 はっきりと発音され、聴取され得るし、「スイーツ」という語 と「スイート」という語は別の語として観念され、実際にも区 別されて用いられていることからすると、その類似性の程 度は高くない。

(4)類否の判断

以上のとおり、本件商標と引用商標は、外観上明確に 区別できるものであること、本件商標と引用商標は観念に おいて明確な差異があること、本件商標と引用商標とは 称呼において類似しているものの、その類似性の程度は

次ページへ続く オ

2021.11月号

高くないことを考慮すると、本件商標と引用商標は、外観、 観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等 を総合して全体的に考察する場合には、同一又は類似の 商品に使用された場合に、その商品の出所につき誤認混 同を生ずるおそれはないものと認められる。

したがって、本件商標を引用商標の類似商標と解する ことはできない。

4. まとめ

本件は事例判断にとどまりますが、①称呼の類似性につい て特許庁と裁判所で判断が分かれた点、②それにもかかわら ず、外観、称呼の点においても両商標の観念の相違を参酌し、 これら3要素を総合して全体的に考察し、両商標が非類似であ るという審決の結論を維持した点において、商標の類否判断の 参考となると思われますのでご紹介した次第です。

← 目次へ戻る

不正競争

商品の形態が不競法2条1項1号の「商品等表示」には該当しないが 同3号の「形態」には該当するとされた例



東京地裁(29部)令和3年9月3日判決(令和元年(ワ)第11673号)裁判所ウェブサイト〔ふんわりルームブラ事件〕

裁判例はこちら

本件は、「ふんわりルームブラ」という商品名の女性用下着 (原告商品)を販売する原告が、女性用下着である被告商品を 販売する被告に対し、被告は、原告の商品等表示として需要者 の間に広く認識されている原告商品の形態と実質的に同一の 被告商品を販売して、原告の商品と混同を生じさせ、かつ、原告 商品の形態を模倣した被告商品を販売したものであり、被告の 行為は、不正競争防止法(法)2条1項1号、3号の不正競争に該 当すると主張して、損害賠償等を求めた事案です。本件では、法 2条1項1号及び同3号該当性が主な争点となり、結論として、法 2条1項1号の「商品等表示」該当性が否定され、同3号該当性 が肯定されたことから、損害賠償請求が一部認容されました。

商品の表面(左側:原告商品 右側:被告商品)



商品の裏面(左側:原告商品 右側:被告商品)



(1)原告商品の形態についての認定事実

裁判所は、争点に対する判断に入る前に、原告商品の形態 について、以下のとおり特定しました。

(ア)通常のブラジャーやナイトブラと同様に、バストを覆うカップ

部が存在し、カップ部材の表面側全体にレース生地が設け られ、胸元部分は胸元の谷間が見える程度にカットされてお り、カップ部内部には、外見上膨らみが認められるパッドが 設けられている(形態①)。

- (イ)カップ部から背部にかけて連結部が存在せず、肩紐を伴う 伸縮性のある筒状の布で、バスト回りを覆っている(形態②)。
- (ウ)カップ部材の表面側に設けられたレース生地は、アンダー バスト位置より約6cm長く伸びており、当該アンダーバスト下 部のレース生地は、前部のカップ下のみならず、背部を含む 胴回り全体に位置する(形態③)。
- (エ)カップ部の両端部に縫着され、肩紐の延長生地を含む3枚 の生地が一体となった左右の前身頃が、カップ部分の両端 をカバーしつつ、バストの下部を支えるようなアンダーバスト 辺りの位置で、バスト中央部に向かって設けられており、当 該前身頃は、カップ部材の両端から約5cmの箇所1点におい て、カップ部材に縫着されている(形態④)。
- (オ)前記(エ)の左右の前身頃は、バスト中央部において、ホッ クにより連結可能となっている(形態⑤)。
- (カ)前記(オ)の連結部分には、上下2か所のホックにより3段階 で連結幅を調節・変更できる部材が用いられている(形態 $(6))_{0}$
- (キ)カップ部表面側全体のレース生地は、カップ上部の端部が レースの波型となるよう、カップ部材から5mmないし1cmほ ど上部まで設けられている(形態⑦)。

(2)原告商品形態の「商品等表示」(法2条1項1号)該当性

裁判所は、商品形態が法2条1項1号の「商品等表示」に該当 するためには、①商品の形態が客観的に他の同種商品とは異 なる顕著な特徴を有しており(特別顕著性)、かつ、②需要者に おいてその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示す

次ページへ続く 7

2021.11月号

るものとして周知になっていること(周知性)が必要であるとの 一般論を判示した上、以下のとおり判示して、原告商品の形態 に①特別顕著性は認められず、「商品等表示」に該当しないと 結論付けました。

- ▶ 「原告商品の販売が開始された当時、原告商品が備える
- ▶ 「しかも、原告商品の形態①ないし⑦は、いずれも他の商 品とは異なる顕著な特徴とは認められない・・・。そして、形 態①ないし⑦を組み合わせることにより需要者の注意を特 に惹くことになる事情も見当たらないことからすると、形態(1) ないし⑦を組み合わせた原告商品の形態が他の同種の商 品とは異なる顕著な特徴を有していると認めることはできな [° (1

(3)法2条1項3号該当性

裁判所は、以下のとおり判示して、被告商品が原告商品の 「商品の形態」を「模倣した商品」に当たると結論付けました (なお、依拠性に関する判示は省略しています。)。

- ▶ 「被告商品は、原告商品が備える形態①ないし⑦を全て 備え、・・・全体的なデザインはほぼ同一であるといえる。|
- ▶ 「相違点①(カップ部の中央に約2cmのリボンがない点) 及び②(前身頃を構成する3枚の生地のうち最下部にある 生地がレース生地からなる点)は、いずれもわずかな改変に 基づくものであり、・・・被告商品は原告商品と実質的に同一 の形態であると認めるのが相当である。|

最後に、裁判所は、被告の主張(原告商品の形態は、同種の 商品と比べて何の特徴もなく、ナイトブラ市場においてありふ れたものであるから、法2条1項3号の「商品の形態」に該当し ない)について、以下のとおり判示し排斥しました。

▶ 「原告商品の形態が有する特徴の一部を有するブラ ジャー又はナイトブラが販売されていたものの、被告商品の ほかに、原告商品と実質的に同一の形態の商品が販売さ れていたこと・・・はなく、・・・むしろ、原告商品の発売が開始 される前から、多種多様なブラジャー及びナイトブラが販売 されており、その形態について多数の選択肢が存在してい たことからすると、原告商品の形態が何の特徴もなくありふ れているとは認められ |ない。

商品全体の形態が同種の商品と比べて何の特徴もないあ りふれた形態である場合には、法2条1項3号の「商品の形態」 が否定されるところ、本判決では、原告商品の形態は、他の商 品と異なる顕著な特徴を有するとは認められず同1号の「商品 等表示」には該当しないが、何の特徴もないありふれた形態と まではいえず「商品の形態」には該当すると判断しました。本 判決は事例判断ですが、商品形態の「商品等表示」・「商品の 形態」該当性判断の一例として実務上も参考になり得ることか らご紹介した次第です。

← 目次へ戻る



手代木啓弁護士 帰国のご挨拶

2016年1月に当事務所入所以来、知的財産分野を中心とした様々な法律業務に従事してまいりましたが、 2019年に留学のため渡米し、2020年にデューク大学ロースクール修士課程(LL.M. プログラム)を修了しまし た。その後、ニューヨークの法律事務所Winston & Strawn LLPにて、米国の訴訟実務に関与するとともに知 的財産権の関連する案件にも携わりました。

弁護士業務に復帰し、執務を開始いたしましたが、留学を経て培った経験を活かし、国内外の知的財産分 野を中心にリーガルサービスを提供していきたいと考えております。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

弁護士法人 大江橋法律事務所 弁護士 手代木 啓

← 目次へ戻る